

令和2年度第1回

北海道循環資源利用促進税事業検証懇話会

議 事 録

日 時：2020年12月22日（火）午前10時開会
場 所：中小企業会館（プレスト1・7） B・C・D会議室

1. 開 会

○事務局（石動民間連携担当課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第1回北海道循環資源利用促進税事業検証懇話会を開催いたします。

委員の皆様には、年末の大変お忙しい中をご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

私は、事務局を担当しております気候変動対策課の石動と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

◎挨拶

○事務局（石動民間連携担当課長） では、初めに、開会に当たりまして、気候変動対策担当局長の土肥よりご挨拶を申し上げます。

○土肥気候変動対策担当局長 皆さん、おはようございます。

環境生活部環境局の土肥でございます。

委員の皆様には、年末の大変お忙しいところ、そして、また、新型コロナウイルスの感染拡大の収束がなかなか見えない中でお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、本道行政の推進に、ご理解、ご協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げたいと思います。

さて、道では、本道の優れた環境を保全し、次世代に継承していくため、循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を目指して様々な施策を行ってきているところでございまして、平成17年に制定いたしました北海道循環資源促進税条例に基づく施策というものも、その一つとして循環型社会の形成促進を目指してきたところでございます。

この条例では、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用、その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、排出事業者に対し、いわゆる循環税を課すこととしておりまして、この税収を活用して、道では、これまで必要な見直しを行いながら、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに関する設備の整備、研究開発の補助、そして、また、適正処理の推進といった循環税事業に取り組んできたところでございます。

この循環税事業につきましては、前回、平成28年の検証懇話会におきまして、事業の効果や課題等について、今後とも検証することが必要で、5年を目途に検討を行い、必要な措置を講ずることとされたところでありまして、来年がその5年経過ということになりますことから、この懇話会を設置し、有識者の皆様にご参集いただきまして、ご意見をいただきながら検討を進めることとしたところでございます。

道といたしましては、引き続き、産業廃棄物の排出抑制や再生利用率の向上に取り組むことはもとよりでございますが、昨今、国内外で急速な進展を見せております脱炭素化の動き、それから、廃プラスチック対策といった社会的背景の変化に応じた課題も視野に入

れながら検討を進めていくことが必要と考えております。

皆様から様々なご意見を賜り、よりよい展開につなげていきたいと考えておりますので、お力添えをいただきますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員紹介等

○事務局（石動民間連携担当課長） それでは、今回、初めての顔合わせということでございますので、委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。

名簿の五十音順でご紹介いたします。

北海道大学大学院工学研究院の石井教授でいらっしゃいます。

北海道農業協同組合中央会 J A 総合支援部長の伊藤様でございます。

北海道漁業協同組合連合会環境部長の上村様でございます。

北海道経済連合会理事・事務局長の菅原様でございます。

一般社団法人北海道食品産業協議会専務理事の多田様でございます。

北海道中小企業団体中央会事務局長兼連携支援部長の柄目様でございます。

公益社団法人北海道産業資源循環協会副会長の寺嶋様でございます。

道総研産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所循環資源部長の三津橋様でございます。

そして、私ども事務局でございますが、気候変動対策課主幹の岡田でございます。

循環型社会推進課の梶川課長でございます。

そして、後方におりますのは、皆、事務局ですので、よろしくお願いいたします。

◎資料確認

○事務局（石動民間連携担当課長） 次に、お配りした資料を確認したいと思います。

まず、お手元の一番最初が次第になります。続きまして、出席者の名簿、配席図、そして、懇話会の開催要領と続きます。

ここまで、よろしいでしょうか。

次に、資料1でございます。資料1は1枚です。次に、資料2は、資料2-1から資料2-3まででございます。それぞれ1枚ずつで、3枚目がA3判を畳んだものになっています。それから、資料3は、資料3-1から資料3-4まで、各1枚ずつでございます。続いて、資料4は、資料4-1から資料4-4まで、4枚でございます。そして、1冊に留めてございますけれども、参考資料1ページから33ページまででございます。

以上、おそろいでしょうか。

もし足りないものがございましたら、事務局までお申出いただければと思います。

◎座長の指名

○事務局（石動民間連携担当課長） それでは、まず、懇話会の開催要領第3条の2に基づきまして、座長の指名をさせていただきたいと思います。

座長につきましては、前回の検証懇話会を平成28年度に開催しておりますが、その際も座長をお願いいたしました北大の石井教授をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ここからの進行は、石井座長をお願いいたします。

○石井座長 皆さん、こんにちは。

座長にご指名されましたので、座長を務めさせていただきます北海道大学の石井でございます。改めまして、よろしくお願いいたします

平成28年度にも、この懇話会の座長をさせていただきました。少しずつ時代が変わってきて、前回の報告書では、低炭素、自然共生社会といった、循環型社会のみならず、ほかのキーワードに関しても少しずつ目を向けていこうというような報告書だったと記憶しております。

今回の議論は、先ほど局長よりありましたように、昨今の脱炭素の流れ、あるいは、廃プラの話など、いろいろ社会状況が変わってきているということと、それから、産業廃棄物処理業者が置かれている環境も変わってきました。といたしますのは、各自治体が行っていた一般廃棄物の処理といったものが、人口減でだんだん財政困難になってきていまして、最近では、やはりみんなで一緒にやっていかなければいけないねという機運が随分高まっているなというふうな気がします。

私も、そういった風は非常に大事なことで、この産廃の処理に端を発した循環税を、ぜひとも、排出者、処理業者、それから、地域の皆さんにとって、ウィン・ウィン・ウインの関係になるような使い方みたいなものがあるのかなと個人的に思っています。

それで、いろいろな分野の皆さんがおそろいですし、少し言いづらいことでも結構ですので、こんなような課題がある、こんないいアイデアがあるということをいろいろ教えていただければ参考になるかと思っておりますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○石井座長 それでは、議題の順に進めていきたいと思っております。

まず、今日は、どちらかというところ、共通認識を得ることだと思っておりますので、循環資源利用促進税事業の検証・検討の進め方について、まずはお願いいたします。

○事務局（岡田気候変動対策課主幹） 私からご説明申し上げます。

循環資源利用促進税事業の検証・検討の進め方についてというところで、資料につきましては、資料1、それから、参考資料の1ページ目、循環資源利用促進税についてというものをご参照いただければと思います。

先ほど来、局長の挨拶の中にもございましたが、若干経過も踏まえまして、改めてご説明申し上げたいと思っております。

検証・検討の趣旨についてでございますが、これまでの経過を含めてご説明いたします。

まず、参考資料の1ページ、循環資源利用促進税についてというものをご覧ください。

循環税事業は、文字どおり、循環資源利用促進税条例に基づきまして、納められた税収を活用いたしまして実施している事業になります。

本条例につきましては、平成18年10月に施行され、これは北海道で初めて導入されました法定外目的税ということになっております。

この使途と目的といたしましては、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用、その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため課税をするという目的とさせていただいております。納税義務者は、産業廃棄物を排出する事業者ということになっております。排出事業者の方が最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量に対して、重量1トン当たり1,000円という形で課税をさせていただいている状況になっております。

納税方法は、参考資料の納税方法にございますとおり、最終処分者の方が特別徴収義務者となりまして、排出事業者の方から徴収をいただいたものを申告納税いただいているという形になっております。中間処理を介して処分をする場合については、処分料金に料金転嫁されたものを最終処分業者のほうで徴収をする形になっております。

この条例では、施行後5年を目途として条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされておりますことから、まず、施行後5年目の平成23年に検討を行い、この結果、今後も循環税制度を継続して税収を活用した事業の積極的な推進を図ることとされております。5年をめぐりに施行状況などを検証して、必要な措置を講ずることとしたところでございます。

それを受けて、その5年後となる平成28年に、改めて検討会を設置しまして、税事業の効果の検証や今後の在り方について検討を行って報告書を取りまとめております。

参考資料の11ページをご覧ください。

これが、前回、平成28年度の検討会の際の最終的な報告書の概要版になります。

さらにページをめくっていただきまして、12ページの報告書の最後に、今後の方向というところの一番最後の三つ目の丸の中で、循環税事業の効果や課題については、5年を目途に検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるという形にされております。

資料1に戻りまして、今回の検証・検討の趣旨でございますけれども、前回の平成28年の検討から5年を迎える令和3年度に向けて、税事業の実施状況、それから、その効果を検証いたしまして課題やニーズを明らかにして、それらを踏まえて、循環税事業の在り方について、令和3年中を目途に報告書として取りまとめようというところが趣旨でございます。

資料1の2番目になりますが、検証・検討の視点・方向性についてでございます。

循環税事業は、初めにもご説明申し上げましたとおり、産業廃棄物の排出抑制、循環資源の循環的な利用、その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する経費に充てること

としております。施策の実施を通じて循環型社会の形成を促進することを目指している、このことから、黒ポツの二つ、「北海道循環型社会形成推進基本計画」の着実な推進、それから、事業者の施策ニーズや社会情勢などを踏まえた取組の充実、この2点を軸に在り方を検討していきたいと考えております。

検証・検討の進め方についてでございますが、本検証懇話会におきまして、検証・検討を行うことといたします。今後、関係団体連絡会議や庁内のワーキングを開催いたしまして、関係団体及び庁内関係各部からの意見聴取等を行いたいと考えております。

また、現在、排出事業者等を対象としたアンケート調査を実施しております、その集計作業等を行っておりますが、その結果や他府県の状況など、本検証懇話会へも報告をさせていただき、検証・検討に反映をさせていただきたいと考えております。

最終的に、令和3年12月をめどに、道の循環型社会形成推進基本計画の進捗状況や、税事業を進めるに当たっての課題の整理、今後の在り方について、本検証懇話会での検討結果や意見等を踏まえまして報告書を取りまとめ公表していくとともに、令和4年度からの予算事業に反映できたらというふうに考えております。

4番目の今後のスケジュールでございますが、今、申し上げました進め方を踏まえまして、本日、第1回の検証懇話会ということになります。本日は、この後、税事業のこれまでの取組状況や廃棄物の排出状況等についてご説明を申し上げたいと思っております。

2回目に向けて、今後、検証において必要となる事項であるとかご意見を頂戴したいと考えております。それを受けまして、第2回の懇話会を本年度2月に開催したいと考えております。

2回目は、アンケートの調査結果であるとか関係団体等からの意見を取りまとめまして、社会情勢、廃棄物等の現状課題を整理していく中で、税事業の方向性の整理までできたらというふうに考えております。

本年度は、2回開催を予定してございます。来年度に入りまして、令和3年5月から9月にかけて3回程度開催し、税事業の在り方、報告書案の検討を実施し、令和3年12月までに報告書として公表できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

進め方等については以上になります。

○石井座長 ただいまの説明に関しまして、ご質問あるいはコメント等ありましたらお願いいたします。

初めての方もいらっしゃると思うので、何でも構いませんけれども、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石井座長 5回の懇話会を行うということで、長丁場ですが、3回目以降は、何となくですけれども、報告書のつくりになってきますので、やはり2回目ぐらいが一番大事なのかなというような気がします。

事業者の施策ニーズがあるのですが、実際に納税をされる側、排出者側の立場、それか

ら、産業廃棄物事業者の立場、そういったリサイクル物を作るあるいは使う立場、いろいろな様々な点から施策をいただくというのが一番大事なところで、その辺が非常に重要なというふうに思っております。

それから、税金ですから、何でもかんでも使えるというわけにはいきませんので、そこはいろいろな議論が必要ということで、来年度の3回から5回で調整が入ってくるというようなイメージです。いろいろなアイデアは、できれば今回と第2回で言っていただけると、事務局も組立てやすいという気がいたします。

また、後から戻ってきて質問していただいても結構ですので、次に進めさせていただきます。

では、次に、2番目の循環資源利用促進税事業の取組状況について、ご説明のほどをよろしく願いいたします。

○事務局（岡田気候変動対策課主幹） それでは、循環資源利用促進税の取組状況についてというところで、説明をさせていただきます。

まず、資料2-1になります。

循環資源利用促進税が平成18年に施行されてから令和元年度まで14年間続いてきているという状況になりますが、循環資源利用促進税の税収等の状況をお示ししたのがこのグラフになります。

下の表を見ていただきたいのですが、税収につきましては、平成22年以降、8億円前後で推移をしてきております。27年に9億1,500万円ということで、少し大きくなってはおりますが、おおむね8億円前後で14年間推移をしてきておまして、現在、総額で約104億円という状況になっております。

それに対して、事業の執行額につきましては、14年間で、合計92億1,400万円となっております。

基金残高としては、表の一番下段のとおり推移しているところですが、平成21年に基金残高が11億円に達したという状況になっておまして、平成22年以降には税収を上回る予算を組みまして事業を実施してきているところでございます。

ただ、このグラフにつきましては、予算額ではなく実績値でございますので、結果的に予算額を下回る、特に平成24年、25年に関しては執行額が少なく見えるところですが、令和元年時点での基金残高は約5億5,000万円という状況になっております。

資料2-2でございますが、資料2-1での事業執行額、真ん中の欄の92億1,400万円の内訳という形になります。

資料2-2で、どういう事業を行ってきたのか、お金はどれくらい使ってきたのかというところをお示ししております。

事業区分として12本ほど掲載しておりますが、上の施設設備整備費補助金、リサイクル技術研究開発補助事業、リサイクル産業創出事業費補助事業の3本の補助事業、それから、真ん中にございますが、特定課題研究開発事業費補助事業、循環資源利用促進税重点

課題研究開発補助事業のトータル5本が補助事業の大きな項目になっております。補助事業としての総額が87億円程度になっておりまして、全体の90%以上を補助事業で占めているという状況になっております。

真ん中の二つ、特定課題研究開発事業費補助事業と循環資源利用促進税重点課題研究開発補助事業というのは、研究開発に使っていただくという形で、道総研に補助金としてお渡ししている補助金になります。

補助事業以外にも、こういった形で実施をしてきている、お金を使ってきているという状況になっております。

資料2-3と資料2-2を並行して見ていただくような形になりますけれども、小さく見づらくて申し訳ないですが、これまで実施してきた事業が見直しの経過とともにどのような変遷をたどっているのかというところを見ていただきたいと思いますと思って作らせていただいた表でございます。

事業区分につきましては、資料2-2と同じものになっておりまして、具体的にどのような内容でどんな事業を行ってきているのかというものをお示しさせていただきました。

左端から入っている事業が事業開始当初から実施しているものとなりますけれども、まず、その多くのお金を費やしてきている補助事業について簡単に説明をさせていただきます。

施設設備整備費補助事業につきましては、導入当初から実施をしてきているわけですが、平成23年の見直しの段階で、例えば、補助限度額をリサイクル施設、排出施設ともに限度額を上げてきている。それから、28年の見直し時点からは、リサイクルが進んでいない産廃に対応して補助率を上げてきていたりという形を取ってきております。

それから、施設設備整備費補助事業については、平成28年でも見直しをしていますが、令和2年から、さらに希望の多い中小企業の設備整備を促進するという目的のために補助限度額を下げまして、対象を設備のみとさせていただいたところでございます。これまでは、建屋も込みで補助事業という形で取っていたのですが、より多くの事業者に使っていただきたいというところもございまして、対象を設備のみという形で、リサイクルの上限額も1億円というふうに変更してきたところでございます。

それで、リサイクル技術研究開発補助事業も補助事業ではございますけれども、ここについては、平成23年の見直しの後から、補助対象経費に人件費を追加してきたと。申請者の多くが中小企業者であり、研究部門がなかったりというところもございまして、研究開発時に人員を確保できるように補助対象経費に人件費を加え、より多くの事業者が取り組めるように変更をしてきているところです。

それから、リサイクル産業創出事業費補助事業につきましても、中小企業者等の補助率を高くしているとともに、調査実証の範囲を道外にも広げられるというところで、補助限度額を拡大し、500万円という設定をしてきているところでございます。市場調査のみの場合は200万円という形で変更してきているところです。

それから、一つ下がってリサイクルアドバイザー派遣事業というのも継続して実施をしてきております。アドバイザーは、技術的、専門的な指導・助言や、リサイクルに関するアドバイスを行うということで、直接、事業者に派遣をしているという制度になっております。これによって、企業のリサイクルへの取組を促進していこうというものでございまして、実際、この14年間、年間大体三、四件のペースですけれども、これまで、事業開始から、延べ件数ではございますが、45件に対して派遣を行ってきているという状況でございます。

同時に、リーガルアドバイザー派遣ということも始めております。これについては、道職員が法制度的なところの専門的な内容について説明をするといいますか、助言、アドバイスをするというような内容で、セミナー等に派遣をしてきているところでございます。ここにつきましても、年間平均5件から8件程度あるというような状況でございます。

それから、循環資源利用促進税適正運用対策事業ということで、これはまさに産業廃棄物の適正処理に対する監視体制の強化であるとか適正処理の推進という視点で、産廃110番の設置やスカイパトロールの実施、産廃の排出処理状況の実態調査を毎年実施するように平成25年から行っている状況です。令和元年は、PCBの早期処理というところにも対応するというところで費用をかけているところでございます。

その下、特定課題研究開発事業費補助事業、循環資源利用促進税重点課題研究補助事業の2本は、先ほども申しあげました道総研で実施する研究開発に要する経費を補助するというで行ってきております。

5年ごとに計画的に実施していただいております、リサイクルの効果が大きい廃棄物や、技術的な課題を抱える廃棄物を特定課題として重点的に支援をしてきている状況になります。

それから、リサイクル関連情報普及事業費につきましては、平成23年の見直し後から、これまでもやってきていた普及啓発事業を効果的に実施するために一つにまとめてというような形で少し規模を大きくして、道外への展示会の出展も含めて、リサイクル製品の普及啓発を図るなど、普及啓発事業として実施をしてきているところでございます。

リサイクル製品認定支援事業費ということで補助事業として実施してきておりますが、私どもはリサイクル製品の認定制度というものを持っておりまして、これはリサイクルの後の製品化されたもの、いわゆる出口対策というところになろうかと思えます。この認定に当たって行う分析の費用等は、中小企業者等の皆さんにとっては負担が大きいだらうというところで補助率を高く設定し、申請・更新時に実施する試験分析費用に充てていただくということで、実施をしてきております。

リサイクル認定製品につきましては、現在、令和元年末時点で192製品という状況になっております。

例えば、道総研に行っている研究開発、もしくは、リサイクル産業創出事業費補助事業やリサイクル技術研究開発補助事業などを活用して研究開発を行った結果、施

設整備につながり、そこからでき上がったものがリサイクル製品として認定されるという流れが非常に理想的かなというふうな思いがありまして、そういった体系を取って体制をつくっていると、制度を施策として一体化させているというところもございます。そういった形でのリサイクルを、私どもとしても支援をしていきたいというふうに考えて、今、施策を組んでいるという状況でございます。

それから、最後の2本ですけれども、食の循環モデル構築委託事業費、食のリサイクルトップランナー育成事業は、平成23年から26年にかけてということで、各2か年計画で実施をしてきていたものになります。こういった形で、これまで見直し、改正を行いながら進めてきたということになっております。

今回の見直しにおきましても、これに加えて、新たな事業、もしくは、この事業について、もっと拡充が必要ではないか、先ほど申し上げたとおり、一応、体系的にリサイクルが進めばというようなどころもございますが、もう少しこういう工夫をすればよくなるのではないかという辺りも含めて、ご意見を頂戴したいと考えております。

資料3-1をご覧ください。

先ほどから申し上げてきましたとおり、税事業の取組状況の中でも施設設備補助事業というところに結構お金を重くかけているところがございます。そこの実際の内訳といいますか、どれくらい、どういう形なのかというところになります。

これは、これまでの補助件数と補助金額の推移になります。

下に書かせていただきましたが、補助金額につきましては、事務費を含んでおりませんので、先ほどの資料2-2の数字とは少し変わっております。純粋に補助金額だけとご理解いただきたいと思います。

平成18年から令和元年まで、合計217施設に対して補助を行ってきているところで、排出事業者の方が95件、リサイクル事業者の方が122件という状況になっております。補助金トータルとしては76億円という形になっております。

参考資料の15ページ以降に、こういった施設に補助をしてきたのかというところで、補助実績一覧という形で、各年度ごとに、申請者、事業実施地、事業内容についておつけしておりますので、後ほど見ていただけたらというふうに思います。

資料3-2になりますが、補助件数の推移としまして、この217件を扱っている、処理をしている廃棄物の種類ごとと、地域ごとというところでまとめさせていただきました。

ここで、申し訳ありませんが、資料4-2をご覧ください。

循環型社会形成推進基本計画より抜粋をしたところがございますが、排出量、最終処分量が多い産業廃棄物の地域別という形でまとめたものになります。

これと、今の資料3-2は、これまで、どこの地域に、どういうものを扱う施設に補助してきたかというものをまとめたものになります。

廃棄物の種類としては、汚泥、廃プラ、建設混合廃棄物、廃石膏ボードということで、これは私どもが補助事業を実施するに当たって、リサイクル率があまり高くない、あまり

リサイクルが進んでいない、排出量が多いなど課題が多いものとして、重点的に対応していこうということで決めさせていただいている項目、4種類になります。これにつきましては、リサイクル率を高めたいというところで、補助率を上げて対応している品目になります。

資料4-2と見ていただくと、例えば、空知であれば、右側の全道における最終処分率よりも最終処分率が高い廃棄物ということで、汚泥が挙げられております。では、空知地域では、汚泥に対しては何件ほど補助しているのかというふうに見ていただけたらと思うのですが、空知地域では汚泥の処理をする事業者3件に対して補助しております。ここでは規模までは出せていないので、どれくらい効果があったかというあたりまでは見えづらいところではあるのですが、こういった対応をしてきていると見ていただいたときに、例えば、日高地域だと、最終処分率が高い産業廃棄物というのがかなり挙げられているところではあるのですが、日高地域に対しての補助事業というところは、これは14年間で1件ということですので、少ない状況になっているというところが見えるかと思えます。今後、そういった地域課題というところを見据えながら、補助をするに当たってどういう配慮が必要なのかということを検討していかなければいけないのかなと考えているところでございます。

資料3-2の丸の二つ目、補助事業による効果ということで出させていただきました。

これは、補助を行った施設は、5年間、その実績について、報告をしていただくこととしております。循環資源利用促進税施設整備費補助金事業経過報告書という形で、5年間報告をいただいております。各報告年度の結果を積み上げたものになります。ですので、平成27年に報告をいただいたのは、22年から26年にかけて設備整備を行った事業者の報告、これの27年度時点の報告結果というふうな見方をいただければと思います。ですので、5年間の合計という形になります。

結果といたしまして、排出抑制量については、5年間を平均すると、大体1万1,000トンぐらいというような推移で排出抑制に取り組まれています。減量化に関しましても、5年を年間平均すると4万6,000トン、再生利用量に至っては年間約40万トンほど再生利用に回っているというような状況にございまして、毎年これぐらいの数量の減量化であったり、再生利用ということが図られてきているというところで、少なからず効果があったものというふうに私どもとしては認識をしているところでございます。

これまでも補助金の施設整備の結果になりますが、先ほども申し上げましたとおり、補助事業は、研究開発や産業創出事業であるということで実施してきております。それにつきましては、参考資料の25ページ以降、25ページをご覧ください。

ここから、リサイクル技術研究開発補助事業、それから、リサイクル産業創出事業費補助事業交付実績、そして、道総研での取組状況ということで、参考としてつけさせていただきました。

リサイクル技術研究開発補助金、それから、これらの研究開発に関わる補助金を通じて、

実際に事業化として進んでいるものもございます。

一番直近のもので申し上げますと、28ページの令和元年度の丸共水産は、水産加工残渣の利活用によるマリンコラーゲンの製品化ということで、これは既に製品化がされて販売もされているという状況でございます。

さらに、リサイクル技術研究開発補助事業の中でも、研究開発に利用し、さらに、道総研の水産試験場と一緒に研究開発を進めて製品化されたものが32ページの11番で、その結果が33ページの③のウニ殻を使つたろ過材ということで、ウニポラスとして販売をしております。この製品は北海道認定リサイクル製品の認定を取っております、まさに研究開発から製品化までつながり、最後、リサイクル製品として認定をしてきているといったものの一例になろうかと思えます。

それ以外にも、道総研の研究結果としての開発状況、それからという辺りでは、33ページの①②というところでも成果として出されており、販売もされているというような結果につながっているものがあるといった状況になっております。

先ほども申し上げましたが、これらの事業を活用して施設整備をしながら、研究開発をしながら、さらに製品化をして、最後に、リサイクル製品として認定され販売し、利用が進むにつれ、そこからリサイクルがさらに推進される、加速するというような絵が書けたなど、ウニポラスはいい例ではないかなと思えます。こういった事業が一体的に進むような形が取れたらなというふうに思っております。

資料3-3になりますが、実際の税事業の取組状況は、補助事業ではなくて、適正運用対策事業、産業廃棄物の不適正対策と適正処理対応というところになりまして、産業廃棄物不法投棄判明件数の推移、それから、資料3-4で、産業廃棄物の不法投棄残存状況の推移というものになっております。

産廃110番であるとか事業者の皆さん方と連携しながら、通報体制と監視体制の強化等を行ってきているという結果というふうにも見えるかと思うのですが、不法投棄の件数としては減少傾向にあると捉えております。

ただ、資料3-4の残存状況の推移というところでは、少し横ばいになっております。この残存している不法投棄による生活環境保全上の支障は確認されていないということで聞いております。計画的に調査を行って、原状回復をしていかなければならないというふうに対応しているところでございます。ですが、長期化した不法投棄、原状回復が進まない傾向にあるので、道民、事業者一体となって、全体が監視の目となって、早期発見・早期対応に努める必要があるというところで、今後も引き続き事業として継続をしていくことが必要かというふうに感じているところでございます。

次に、資料4に入ります。

資料4につきましては、産業廃棄物の北海道における排出処理の状況ということで、お示しさせていただきました。

参考資料の11ページに、令和2年度3月に策定をいたしました北海道循環型社会形成

推進基本計画（第2次）の概要ということで、お示しをさせていただいております。

5年前の数字と比較してきておりまして、残念ながら排出量は増えているというところ
です。排出量に関しましては、景気の動向云々も大きく左右されますので、排出量として
は増加しております。

再生利用量も増加をしてきておりますが、利用率で見たときには、0.3%減少してい
る状況です。さらに、動物のふん尿を除きますと、ほぼ同率ということでございます。

最終処分量としましては、減少しております。ここにつきましては、処分率としまし
ても減少をしているという状況でございます。

5年前と比較すると、こういった状況になっております。

参考までに、取組指標及び目標ということで、先ほどの概要にもありますとおり、計画
の目標値というところで、こういったところを目指さなければならないという状況に、も
う少し届かない、届くようにどう対応していくのかというところが課題かなというふう
に思っております。

年度別の最終処分量の推移でございますが、平成20年から令和元年までは、税収から
の換算ということで、グラフをつくらせていただきました。ほぼ横ばいというところが続
いている状況かと思えます。

それで、具体的に、資料4-2が先ほど設備整備で見ていただいた各地域ごとで見たと
きにどういう状況になっているのかというものでございます。

ほとんどが汚泥、廃プラ、あとは木くずで、汚泥はほぼ全ての振興局において課題と、
最終処分率が高い廃棄物として挙げられているという状況でございます。

資料4-3は業種別産業廃棄物の状況、資料4-4が種類別になります。

資料4-3の業種別に見たときに、平成25年、5年前と比較をしたときに、全体とし
て、先ほども申し上げましたとおり、排出量は増えております。ですが、再生利用率とし
てはマイナスに転じておりまして、少し進んでいます。ただ、業種別に見たときに、25
年から見ると、再生利用は増えているのだけれども、全体としては割合がまだ低いとい
ったところも見られるというものになっておりますので、そこをどう対応するべきでしょ
うかという辺りになってこようかと思えます。

最終処分量も、処分率としては基本的に少し減っているという状況になりますが、業種
ごとによっては、やはり、ばらつきが見られるという状況でございます。

さらに、それを種類別に見たものが資料4-4になります。

これにつきましては、少し網かけをさせていただいておりますが、先ほども申し上げ
ましたとおり、汚泥、廃プラスチック類、建設混合廃棄物、廃石膏ボード、この4品目につ
いては重点的に対策をしようということで、補助率を上げるという対策を取りながら、補
助事業について重点的にということで挙げている4項目になっております。

廃プラスチック類を見ていただきたいのですが、再生利用率が52.4%となっ
ておりますが、廃プラスチック類の中には、廃タイヤも含んでおります。廃タイヤは、ど

ちらかというと、リサイクルが進んでいるというものになろうかと思しますので、これを除きますと、50%を切ってしまうという状況になっております。ですので、まだまだ廃プラスチック対策というところは、昨今の状況に鑑み、必要だというふうに感じているところでございます。

それから、建設混合廃棄物についても、再生利用率が下がっています。

廃石膏ボードも下がってきています。

ただ、建設混合廃棄物は、現場では分別がかなり進んできているということも伺っております。分別が進んだということは、建設混合廃棄物という形ではなく、例えば、木くずであったりというところで、それぞれ分別されて出されてきているものがあるのではないかとこのふうにも考えられるところでございまして、その辺りの動きも、もっと注視をしていかなければならないかなというふうに考えているところでございます。

以上、循環税事業としてこれまでやってきている実績、廃棄物の排出処理の状況ということで、現状についてご報告させていただきました。

○石井座長 税事業の概要、それから、どういった使われ方をしてきたのかと項目と金額と内訳、現状の効果といえますか、産業廃棄物の排出量や再生利用率、最終処分量に関するデータみたいなものをお示ししていただいたというふうに思います。

まず、中身を理解していかないと次の意見も出ないと思いますので、最初に、資料全般どこからでも構いませんので、分からないようなところで質問等がございましたらお願いいたします。その後、少し時間を区切って、2回目の懇話会に向けて必要と思われる内容や、もう少しこういうデータがあったほうがいいのではないかといたことをお示しいただきたい、あるいは、こういった事業アイデアがあるといったことをお伺いしたいと思っています。

いかがでしょうか。

といっても、なかなか出ませんので、まず、私から質問させていただきます。

私からの質問は、まず、こんな資料あったらいいのかなという点で二つほど申し上げますが、不法投棄に関するところで、本来ならば適正処理されなければいけないものですから、多分、基本計画等の目標はゼロが目的なので、やはり何件かあるというのは見逃せないのです。例えば、資料3-3の平成29年、30年は、どういったものが捨てられてきたのか、何か内訳みたいなものがあつたらいいかなという気がします。

それから、残存も、今どういったものが北海道内で残存状況があるのか、これも大きく二つで不法投棄等ですので、たしか12条と16条両方ありましたよね。いわゆる一般環境に捨てたものと、それから、処理施設側での二つあったと思いますので、この二つの内訳があると、今後の税事業に関するアイデアが出るかもしれません。

それから、不思議に思ったのは、資料4-4で、網かけされているものを見がちですが、あれっと思ったのは、例えば、最終処分量で、上から行きますと、木くずが、平成25年の最終処分量が1万9,254トンのところが、平成29年は3万8,170トンとなっ

ていますね。これ合っていますね。2倍ぐらいになっているのですね。それから、その下の動植物性残渣も、5,665トンから1万2,951トン、金属くずが6,742トンから1万7,521トン、瓦礫類が6万2,373トンから12万5,213トン、燃え殻、ばいじんは、焼却が進めば増えるので置いておいても、何となく、本来、中間処理されたりリサイクルされているようなものの最終処分量がどんと増えているような気がするのです。例えば、経済の状況なのか、処理業の状況なのか、あるいは、震災後に何かあったのか、使い道が急になくなったとか、リサイクル業者が潰れたといった、何か大きな構造的な要因なのか、どうしてなのかなというところがあったので、この辺はもし分かたら調べていただきたいというふうに思いました。

この辺がどんと増えたことについて、何か思い当たることはありますか。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 循環型社会推進課長の梶川でございます。

これは実態調査の結果でございまして、全ての排出事業者から事細かく排出量や中間処理量、最終処分量を全部いただければいいのですけれども、それはもう不可能ですから、アンケート調査であったり、あとは抽出して調査をしたりといったやり方を取っているのです。平成29年は、この処理計画をつくるということで、詳細なアンケート調査をしているのです。そういったこともあって、個別に見ていくと差が出てくるというのは座長がおっしゃるとおりなのです。

これは、どうしてこうなるのかというところは、正直、もう少し詳しくデータを見ていかなないと分からないと思います。ただ、全体の量はほぼ変わらないというのは、これは全国的な状況と変わらないし、最終処分量につきましても、北海道は排出量に対して最終処分量は大体2%ぐらいです。全国で見ましても、排出量に対する最終処分量は3%ぐらいですから、あまり差はないということになるので、内訳がどうしてこうなったかというのは宿題とさせていただいて、どの程度まで解析できるか、やってみないと分からない部分があります。

○石井座長 逆に、資料4-1で、循環税の税収から換算した最終処分量の推移とあるではないですか。例えば、令和元年度で87万トンというのがありますね。これは

1,000円でやったものですね。これは、どんな廃棄物から1,000円をいただいたのかという内訳を見るというのが、データとしては大変かもしれませんが、一番いいかなと安易に言うのですが、事務局、そういうものは可能でしょうか。

○事務局（岡田気候変動対策課主幹） 税担当部署からは、個別具体的にどこからどういったものに対してという情報としてはいただけないのです。

○石井座長 品目だけでもいいです。汚泥なのか、木なのか、動残（動植物性残さ？）なのか、瓦礫なのかといった物の種類だけでも分かるかという気もしたのです。個人的な排出元というのは要らないのです。

○事務局（岡田気候変動対策課主幹） 税徴収時に、何の品目をというところまでいただいていないので、税の側からはわかりかねますが。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 私どもで、産廃業者から処理実績報告書を毎年出してくださいというお願いはさせていただいております。これも、正直、100%出ているわけではなくて、それから、座長がおっしゃられた産業廃棄物を埋め立てている種類というのは見るのが可能です。私も何回か見たことがあるのですけれども、瓦礫を埋め立てている処分業者が多かったり結構あるのです。ですから、これがどうして最終処分しなければならぬのかというところまでは業者に聞いて確認するというところまではやっていないのですけれども、種類として実際にこんなものが埋め立てられていますよというのは、ある程度把握はできるかなとは思っています。

○石井座長 汚泥、廃プラ、建設混合廃棄物、廃石膏ボードに注目しがちですけれども、例えば、金属くずは、どこかに売っていたものが急落してどうしても処分せざるを得なくなってしまうと容易に想像できるものもあります。木くずに関しても、結局いいチップは売れるけれども、悪いチップはむしろ売れづらくなってきたので、もう処分せざるを得ないといったいろいろ使う側の選別も厳しくなってきたのかもしれない。

そういったようないろいろな背景があって、確かに、統計上いろいろな要因が考えられて、誤差もあるのでしょうかけれども、ただ、倍になっていたり、半分になっていたりとかかなり違うので、何となく見過ごせない数字かなという気もするのです。その辺も考えながら、税の在り方みたいな、どういったシステムをつくっていくかというところに参考になるかなというふうに思ってデータを見ていました。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○上村委員 資料3-3の不法投棄は、どのぐらいのものだったら不法投棄とみなすとか、基準があるのですか。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 特に基準はございません。私どもが発見した件数を捉えています。

○上村委員 何か物すごく件数が少ないような気がするのですけれども、これは、たまたま見つけた数がこの数だったということなのでね。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） そうですね。判明件数ということで、我々が把握して判明した件数ということになりますので、おっしゃるとおり、道警本部が検挙している件数というのはもっと多い、何百件というオーダーになります。ただ、我々が発見して判明した件数というのはこういう値になっているということで、おっしゃるとおり、潜在的な不法投棄の量というのはどうなのだという事になると、我々がまだ把握していない量はもちろんあるはずだと思っています。

ただ、全国的な傾向として、こういった不法投棄の判明件数は減ってきているのは、全国でも同じ状況であるところではあります。

○上村委員 毎年ここで見ているよなど、どこでやっているというのはあるのですか。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） いえ、そういったことはございません。こういっ

たものは、もう不法投棄の110番の通報といったもので我々行政に情報があって、現場に行って不法投棄を発見して判明したという件数であったり、振興局なり私どもに110番以外で通報がもちろんございますから、それで判明した件数ということになります。

○上村委員 道庁に通報があった件数のみということですね。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） そうやって把握したものです。

○上村委員 分かりました。

○石井座長 今のは誤解が生じるのですけれども、まず、世の中には、産業廃棄物と一般廃棄物の二つの種類の不法投棄があります。そのうちの産業廃棄物ですねということと、それから、環境省では、統計上、たしか1件当たり何トン以上のものだけしか統計に載らないのですけれども、これは別に細かいものも全部統計に載せているということによろしいですね。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 道は、全ての件数を把握して載せています。

○石井座長 その件数の把握も、たまたまその年に見つかったものをやっていますので、何年も前からあるものに関して、見つかった時点でどんと件数が載るとか、幾つか一般的な常識とは少し異なるところも確かにあるのです。

それから、道庁も苦勞されていて、いろいろな団体と連携を組みまして地域のパトロールとか、例えば、北電と連携をして、電線の見回るときに、その道で不法投棄があったら通報してくださいなど、各社と連携をしていろいろな網目を見計らして不法投棄は撲滅しようといった努力をしている中での今のケースです。もちろん、100%カバーできているかどうかはありますけれども、そういった状況だということをご理解いただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石井座長 また分からないことがあったら、いつでも聞いていただければと思います。

では、資料2-3をご覧くださいませ。

これが税事業の内容の経過ということで、これまでの項目、それから、見直しの経過といったものを非常に丁寧に説明していただいたと思うのです。

皆さん、この内容については、もうご理解いただけましたでしょうか。これを、こういうところが足りないのではないか、こういった新しい事業がないかということに関して、今回と次の会議でご意見いただきたいと思うのです。ただ、各業界でいろいろな考え方があると思いますので、例えば、うちの業界ではどんな税の使われ方がしているのだというような質問でも構いませんので、各委員の皆さんから、一言ずつ、ここでコメントいただきたいというふうに思っています。

それでは、多田委員から順番にこういうふうに回っていきたいと思います。

まず、多田委員、食品業界ではいかがでしょうか。

○多田委員 食品業界ですけれども、最近食品ロスの削減を進めましょうということで、

量的にはなかなか厳しいところがあるのかもしれませんが、事業者の意識としては、例えば、賞味期限の延長を図るとか、もともとの原材料を他の商品の原材料として活用できないかといった食品ロスの削減ということで、廃棄物の量を減らしていこうというような意識にはなっていると思います。

それから、私も、資料の関係で教えていただきたかったのですが、資料1の3の検証・検討の進め方の2ポツ目のところで、排出事業者を対象としたアンケート調査を実施されるとありますが、4の今後のスケジュールのところのご説明では、第2回の懇話会にこのアンケート調査の結果を出すというようなお話だったかと思うのです。そうしますと、アンケート調査そのものは、来年1月に実施されるというイメージですか。

あわせて、排出事業者を対象にということですが、その客体数はどのぐらいを見込んでいらっしゃるのか、教えてください。

○事務局（岡田気候変動対策課主幹） アンケート調査につきましては、実は既に実施をしております。これについては、毎年度実施をしているもので、今回は見直しに向けてということで、少し幅を広げて実施をしてきているところでございます。

総数としましては、大体1,500件程度送っております。ただ、やり方は、郵送で紙でという形と、ホームページに入っていて、そこからネット上で回答いただくパターンがございまして、送った総数としてはメールアドレスも含めて大体1,500件程度になっているかと思っております。その正確な数字も2回目のときにご報告させていただきたいと思っております。

○石井座長 今、食品ロスの対策というのがキーワードとしてあるということですね。

菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 道経連の菅原です。

道経連は、以前から循環型社会ということで非常に力を入れているところですが、私は5年前にも出ていたのですが、道経連の中にエコロジアというところがあって、当然、道経連が事務局もやっておりますので、今回の資料を見て、まず、次回に向けて、エコロジアの会員の皆さんから実態のところをヒアリングしたいと感じているところです。

それから、今、食品ロスの問題が出てきましたが、この前、道経連としても実は知事要望ということで行っていますけれども、食品ロスに対しても非常に注目しております。例えば、商慣習として3分の1ルールというものがありますけれども、これを2分の1ルールというふうに商慣習を見直そうと。富山県などでは、官と民、消費者を合わせて、そういうルール見直しに着手しているという話もさせていただいております。北海道においても、食品ロスというのは結構大きな問題です。今日、SDGsのバッジをしておりますけれども、やはり自然に優しく地球に優しい社会をつくっていくといったところでは、そういったものに対しても力を入れていきたいと思っておりますし、そういった活動をしておりますので、今後もやっていきたいと思っております。

それから、ふん尿処理とかいろいろなところでも我々は湿式のメタン発酵をずっとやっ

ているのですけれども、もっと都会でもできる乾式メタン発酵というものも実はエコロジ
アで長年力を入れてきたのです。それは技術的になかなか難しいところがあるというふう
にはあるのですが、やはりメタン発酵など循環型社会に向けてということについて、今と
りよめのない話をしていますけれども、道経連は会員が幅広くて幅広い活動していますの
で、そういったものについても引き続き力を入れていきたいと考えております。

次回に向けては、先ほど言ったように、エコロジアから具体的なものをヒアリングした
上で、またここで発言をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1点、質問です。

資料2-1ですけれども、下の表に基金残高とあります。たしか5年前に、10億円台
あったので、もう少し執行額を増やしてというような話をしていますが、その後は使われ
ていて残高が5億円台と載っているのです。

ここで、素朴な質問ですけれども、この事業執行額を年々決めるときは何かルールとか
があるのかなと思ったのです。

○事務局（岡田気候変動対策課主幹） ルールといいますと……。

○菅原委員 例えば、残高を見ながら、今年度は執行額を少し増やそうとか、あるいは、
応募が多いので今年度は増えたとか、そういったところは実態的にはどうなのでしょう。

○事務局（岡田気候変動対策課主幹） 確かに、事業予算を決める際には、もちろん基金
残高なども考慮に入れながら進めることになるのですけれども、そういう意味では、先ほ
ども申し上げましたとおり、予算としては基金をあまり多く残さないようにということで、
長期計画的なスパンで、最終的にはこれぐらいに落とすというところを見込みながら、税
収を上回る事業費を積んでやってきているという状況になっております。

ただ、実際に執行してみたときに、特に補助金に関して言うと、募集件数が思ったより
も少なかったであるといったケースもあるものですから、実際に予算が満度に使われない
で終わってしまったものもあるため、結果的にグラフとしてはこういう形になっています。
実際に予算を組むときには、おっしゃられたとおり、基金の残高といったところも全体を
見ながら組んできている状況です。

○石井座長 なかなか答えづらいかと思えます。

おおむね、執行率というのはどれぐらいですか。要するに、予算と実際に使った金額の
割合というのは、大体8割、9割ぐらいは執行されていると考えていいですか。逆に言う
と、これから10%ぐらい上積みしたものが大体予算としていつも計上されているという
ふうに考えたらいいですか、どういうふうに考えたらいいですか。

○事務局（岡田気候変動対策課主幹） 今、座長がおっしゃられたような考え方でいいか
と思えます。

○石井座長 では、次に、上村委員はいかがでしょう。

○上村委員 漁業者目線というか、漁業団体なものですから、今、いわゆる漁網の再利用
ということで、ナイロンをペレット化するとか、油化装置で溶かして油にしてしまうとい

うような実験をやっているのですけれども、お金がかかってコスト的に見合わないということで難航しております。

政府でも、経産省の2050年までの目標で、生分解性プラスチックによる漁網の開発をやっていますけれども、これも強度の面やコストの面で浸透するのはなかなか難しいのではないかといったところです。

現在、漁網に関しては100%に近い数がきちんと産廃として処理されています。ただ、しけで流れ出たものがたまに目について、漁網が北海道の海を汚しているのではないかとといった意見もございます。これは不可抗力なものですから、見逃していただきたいという部分です。

あとは、日本海側限定ですが、いわゆる韓国、中国から流れつくごみ、もしくは、漁業資材で、韓国なんかが顕著ですが、いわゆるアナゴを採るための「どう」というものがあります。プラスチック製のひよろ長い部品ですが、彼らもコスト的に回収するよりも切ってしまったほうが早いということで、簡単に海に捨ててしまうのです。それが日本海側、多くが利尻、礼文の浜に着くなど、昨今、悩ましい問題がございます。

最後に、質問ですけれども、この利用税の事業内容の結果にずらっと書かれているのですが、これ以外にお金の使い方を考えることも可能なものでしょうか。

○事務局（岡田気候変動対策課主幹） もちろん、これが全てではございませんので、さらに新たにというところも含めて、今回の意見交換会の中からご意見を頂戴しながら、私どもとして決めていきたいと思っております。ですので、新たにということでは何かご提案があれば、ぜひ頂戴したいというふうに思います。

○上村委員 先ほどの不法投棄の話でもあったのですけれども、我々は、夏の間だけですが、各河川の水質調査で結構ぐるぐる回るのです。その際に見る河川、山の中の本当に小さい川ですけれども、そこで不法投棄だけでも年間10件以上は軽く見られるのです。ひどいのなら冷蔵庫を沢にぶん投げてあったり、小さい小川に便器が捨ててあったところもあります。だから、不法投棄に対する取組にもう少しお金を使ってもいいのではないのかなと若干思います。

○石井座長 そうですね。見つけたら、まず、市町村の担当者あるいは各振興局にご連絡いただければというふうに思います。河川の見回りといいますか、水質調査をやっている方々のことも非常に大事だと思います。

今、漁網や漂流ごみなど、いろいろな問題が出ましたので、これは何か道総研でも一つテーマにしなければいけないような、ナガイモのネットはうまくいったのですけれども、漁網などの海のものに関しては少し力を入れなければいけないところかと私は個人的に感じております。

次に、JAの伊藤委員、よろしく申し上げます。

○伊藤委員 JA北海道中央会の伊藤でございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

農業関連は、産業廃棄物の量も業界の中で一番多いということですが、その中で、特に私どもとして取組をさせていただいているのが農業用廃プラスチックの適正処理ということであり、道庁も、農政部、それから、環境生活部に入らせていただいておりますし、関係業界・団体の方にお集まりいただいた中で、適正処理に向けたいろいろな協議の場を設けさせていただいております。今年3月は、新型コロナの関係で、やむを得ず中止させていただいておりますが、年に1回は関係業界、関連会社の方々も含めた適正処理の研修会も開催させていただいております。その中で、道庁のリーガルアドバイザー派遣を活用させていただいた中で、そういった適正処理に向けたお話もいただいているということで、お礼を申し上げたいと思います。

私から、1点、質問させていただきたいと思いますが、資料2-3の事業費の一番大きい施設整備の補助事業の関係であります。

一番右上の改正ポイントの中で、令和2年度から「希望の多い中小規模の設備整備を促進するため、補助限度額を下げ、対象を設備のみとした」ということでもあります。私も勉強不足なのですが、そういう中小規模の事業者からの申請が上がってきていても、なかなか採択にならなかったことがあるのか、そもそも今までこの事業の中で希望が上がって要件に合致すれば採択されていたのか、その辺の状況を教えていただければと思います。

この補助限度額を下げるということで、逆に、事業執行率がどんどん下がってくる心配はないのか、その分、何か中小規模の申請が見込まれるのか、その辺について、状況あるいは見通しも教えていただければと思います。

私からは以上です。

○石井座長 質問に対してお願いいたします。

○事務局（岡田気候変動対策課主幹） 見直しをする前といいますか、令和2年前までは、限度額は、リサイクル施設に関しては3億円、それから、排出抑制施設は1億円ということで対応させていただいております。

先ほどもございましたように、予算の額が決まっております。その中で実施していくのですが、毎年度、この補助事業に関しては非常に募集件数はかなり多いのです。どこをどう選ぼうかということで、どういう廃棄物を処理するのだろうかとか、どういう計画でというところでいろいろ事業計画を拝見させていただき、優先順位をつけて最終的に決めるのですけれども、限度額3億円のうち、例えば、大きな額を申請してきた大きな事業者が幾つかあったとしたら、もうそれだけで予算を満たしてしまう、極端な話、それで終わってしまうということになりかねないというところがございます。

優先順位のつけ方や事業内容にもよるので、必ずしも大きな事業者が申請したからといって、必ず当たるというものでもないですが、そういったところを考慮した上で、これまで施設整備という中には建屋も含めて補助していたのですけれども、限度額の関係もありますし、ここにあるとおり、もう少し幅広くいろいろなところを拾いたいというところで、

こういう形に変更させていただいたところでございます。

○石井座長 次に、北海道中小企業団体中央会の塚目委員、よろしくお願いします。

○柄目委員 今回、私は、初めて出席をさせていただきましたので、よく分かっていないところが多いのですが、私どもの団体は、協同組合や企業組合または協業組合という組織が会員になっているものですから、先ほどの資料の中で対象になっている業種というのでしょうか、組織を見たときに、木材系の協同組合もあれば、最終処分をやっている豊富な産物の協同組合も使っているのだなと思いました。

これは採択件数が多いものもあれば、少ないものもあつたりすると思うのですから、排出業者となる方々みんながこの対象になるということであれば、有効に活用していただいて、よりよい環境に貢献するために、私どもももっともっと積極的にPRをしていきたいと本当に思っております。

話は変わるのですが、私どもも、実はものづくり補助金を事務局で持っておりまして、設備の補助に回せるというものでございます。ここのお話を聞くと、この対象になると喜ぶ業者がかなりいるのだらうと思われましたので、積極的にPRしていきたいと思っております。

○石井座長 ぜひともよろしくお願いします。

次に、寺嶋委員、よろしくお願いします。

○寺嶋委員 私は、寺嶋と申します。

それでは、業界からお話しさせていただきます。

循環税が使われている方向は大体決まっているような状況で、先ほどもっと別な部分も使われていたらどうなのかという話がありましたが、私は、最終処分場の関係もやっぴまして、最終処分場は、やはり維持管理も大変ですけれども、管理は永遠にというか、ずっと責任があつて、長い間管理しなければいけないというところがあります。そういう中で、特に施設に関しては、10億円とか20億円と非常に高額な金額で造るわけですが、少なくとも、全体の費用どうのこうのではなくて、その維持に対して補助対象にさせていただければありがたいなど。例えば、末端の水処理の一部に使わせてもらうということもお願いできればと思います。

全国的に最終処分のところに循環税が使われている例があるかないか調べていないのですが、一部の県で何かあるような気もしているのです。それは、逆に、また調べていただきたいと思うのですけれども、それが一つ私の中ではあります。

検証・検討の中に、「適正な処理に係る施策に要する経費」と載っています。これがそこに該当するかどうかは分かりませんが、基本的には、研究開発、リサイクルという使われ方だと思うのですが、それを一つ検討していただきたいというところです。

それと、今、循環税は、トン当たり1,000円徴収されていますけれども、今後これが上がっていくのか。というのは、これから石膏ボードの話をしよつと思つたのですが、最終処分場の処理費用が非常に上がつてきています。そうした中で、排出事業者も、経費

の負担が非常に大きくなってきています。まず、この循環税の価格の見直しというのがいづれあるのかどうか、その辺をまず一つお聞きしておきたいと思っています。

また、先ほど石膏ボードがありました。札幌圏におきましては、札幌市では受入れをしないというふうに決まりまして、来年7月から受入れなしということになります。そうしますと、民間の処分業者に回ってきます。当然ながら、この処分業者方は、どんどん持ってきてもらっては困るところがありますので、そういう中で、処理費を上げて調整をしていくことになります。この辺のところは、今後その受け皿としてどの程度をカバーしていけるのか、これは非常に悩ましい問題でもあります。

そうした中で、特に新築の現場の新材の端材について、処分場あるいはリサイクルには回っていますけれども、特にメーカーへ誘導していくような働きかけはしてもらえないものかなど。実際には、メーカー名を挙げますと、吉野石膏もリサイクルはしているのですが、全体の端材の発生量からすれば微々たるものでないかなどというふうな感じはするのです。何とかメーカーとの関わりの中で、処分場あるいはリサイクルのところに行くのではなくて、少しでもそこを軽減させるために、メーカーへの働きかけといったことも一つお願いできればなという感じはしております。

まだ、言いたいことはたくさんあるのですが、この辺で終わりますので、ぜひ検討をいただきたいと思っております。

以上です。

○石井座長 残りは、次回にまたお聞かせいただければと思います。

気候変動に伴って、雨の降り方が少しずつ変わってきている地域があると、やはり浸出水処理施設が厳しい、特に一般廃棄物の最終処分場でそういったところが出てきているのは確かです。恐らく、産廃処分場でもそういったところがあって、例えば、調整池を大きくしなければいけないとか、水処理施設の規模をもう少し大きくしなければいけないなど、通常の管理のほかに、近年的な対応が必要な場合もあるという気はしています。

処分費用が高くなっているということで、むしろ、僕は、適正な料金はちゃんと取ったほうが中間処理に誘導できるので、全体的にはいい傾向だなと思っているのです。ただ、何でもバランスで決まります。

この間、石膏ボードが埋まっている処分場へ行きましたけれども、やはり一遍に受け入れてしまうと硫化水素がたくさん出て大変です。あれは、できれば入れないにこしたことはないです。できるだけ上流側でやったほうがいいに決まっています。

そういったことで、この辺は、直接、この事業でどこまでできるかどうかというのは、できるところとできないところがあると思いますけれども、真剣に考えなければいけない分野だと思って聞いていました。

続きまして、三津橋委員、お願いいたします。

○三津橋委員 道総研の三津橋です。

道総研では、先ほど事務局からご説明のあった平成22年から基金事業ということで、

研究開発事業ということでやらせていただいております、今は第3期ということで進めさせていただいているところでございます。

その中には、先ほどもお話のあった農廃プラの問題だったり課題、あとは、メタン発酵の部分を取り上げさせていただいています。あとは、先ほどもご紹介のあったユニボラスもそうですけれども、ホタテのウロの飼料化もやっております。

先ほど石井座長と漁連から漁網というお話があったのですが、漁網については、以前からご相談をいただいているところでございます。そのまま利用できないか、ケミカル利用ができないか、サーマル利用で燃やしたらどうだろうかというようなことをやっているのですが、ナイロンなものですから窒素が多くて燃やすとNO_xが出るというところがあってなかなか難しいため、進んでいないということでございます。

そのほかにも、道総研で研究ニーズ調査をやらせてもらって、毎年、毎年、いろいろな業種の方から、こんな研究してもらえないかというところをいただいております、その中には、できるものもあれば、できないものもあって、漁業関係で言うと、ザラボヤだったり、その部分はやらなければいけないところであるけれども、なかなか進まないというような課題があったりします。ただ、循環税事業のように取り組んでいるものもございしますので、いろいろと挙げていただいて、できるものには対応して、できないものはどうしたらいいのかということをご相談させていただければと思っております。

研究開発事業は、循環税の事業もあるのですが、研究開発ではなくて、今ある技術をそのまま使いたいというような技術指導もやっております。それで対応できるものもございしますので、ぜひご利用いただければと思っております。

私も、いろいろな委員をやらせていただいておりますので、その設備補助については、そのときの委員会でも意見させていただいておりますので、そう進んでいただければと思うのです。やはり、設備事業で思うのは、前も意見で申し上げたのですが、充足率といったらいいのでしょうか、その設備がその地域で足りているのか、過剰なのか。先ほど、量と施設整備を行ったという分類をさせていただいたのですが、やはり規模というものも見ていただいて、充足しているのかどうか、もっと推したほうがいいのかどうか、足りないのであれば、この部分を補助してこうというようなところをやっていければと思っております。

以上です。

○石井座長 一通りご意見いただいたのですが、次回に向けて、できれば各団体でヒアリングなどで、実際に使われている方、排出されている方のご意見等をいろいろまとめていただけるとありがたいと思います。

私から、そのときの議論のネタみたいな形で、資料2-3を眺めながら思ったことを、こんな視点があるのではないかとということで、何点か申し上げたいと思います。

近年、やはり税金があるということは、最終処分量があまり減っていないような気がします。最終処分量はゼロにはならないので、ゼロにする必要はないのですが、やは

り、近年、何となくそれぞれの事業者の取組だけではなかなか困難な状況というか、飽和状態になっているということで、排出者側の協力や負担の在り方、それから、集める人、処理する人、リサイクルする人、リサイクル物を製品にすることと一貫したシステムというか、ループといったものを意識しながらやらないと、自分のところの施設整備だけを何かやればいいのか、何か売れそうな製品を開発すればもうそれでいいだというのはもう少しずつ進んできていて、何か複数の人でコンソーシアムや共同で申請して、このものを私はこうやるよ、このものをあの人が使うと言っているよ、そこに三つぐらいの設備が要るのだけれども、では、みんなでまとめて申請しようか、あるいは、それをやるとほかのところにも広がるようだとか、そんなような複数の方々のコンソーシアム形式でのシステムとしての提案で、そこに自治体の方が入っても構わないですし、いろいろな研究機関が入ってもいいのかもしれませんが。何となく、そういったような複数の異分野の方が集まったような形だと。

それをやるために、いきなり施設整備というわけにはいきませんので、予備的な調査といえますか、F S 的な調査、机上の調査みたいなものを、少額でも構いませんから前の年に1年間やっていただいて、それを次の年の設備事業につなげてくださいというような、これまではリサイクル事業の開発からリサイクル産業創出の市場調査を踏まえて施設整備という流れがあったと思うのです。それと同じような考え方で、まず、人が集まる、それが出会う、それから、みんなで考える、F S をする、それで設備整備をするといった今までの流れを少し広げる形でF S 的なものが何かあると、これまでの製品開発のみならず、サプライチェーン、一貫としたシステムとして広がる可能性があるのかなという気がいたしました。まず、これが大きな考え方の1点です。

それから、リサイクル関連情報普及事業費とか広く普及するということがあるのですけれども、できればここで異分野マッチングをぜひとも意識してほしいです。というのは、今回の設備の補助事業で、デジタル化やI C T といった情報系の方と廃棄物の循環やサプライチェーンというのは非常に相性がいい分野だと思うのです。ですから、例えば、施設整備で単なる更新をするのでも、効率化の中にI C T の要素を入れてくださいとか、デジタイゼーションを入れてくださいといったようなキーワードを少し入れてあげると、彼らもなるほどと、効率よくするのに、G P S つけた運送車を入れようとか、機器を入れるにしても、モニタリングシステムで見える化をしよう、脱炭素に貢献したような効率的なものを入れようといったものにつながると思います。

そんなような形で、情報系などの異分野の人がいろいろなアイデアを出しながらやっていくような形がいいかなというふうに思います。今は循環資源利用促進税ですけれども、それが、結局、地域循環共生圏ということで、地域、地域で、いろいろな方々が寄ってかかっているところどころでこうやりましょうよといったことですので、いろいろな分野の方がやっていけるような話です。

それから、日高地域とどこかの地域で偏りがあるという話もありました。そこは実態調

査をしなければ分かりませんが、本当に事業者がいないのか、それとも、事業者はいるが、たまたまこの税の使い方がよく分かっていच्छゃらないのか、税なんか入れなくても普通にやっているよと言っているのか、分かりませんが、やはり進んでいない地域に関しては何か積極的に、例えば、道のバイオマスネットワーク会議とかいろいろな所属の関係する機関があって、そういったところが仕掛け役となって、そういった地域でセミナーをやってもらおうような工夫も必要なのかなというふうに思っていたところです。

それから、今年の施設整備の委員会で、三津橋委員と一緒にしたけれども、更新の考え方が少し出ていて、やはり一つは単なる更新だとどうなのだろうという話もある中で、でも、それがちゃんと更新されないと、その地域の再生利用率あるいは最終処分量が著しく影響を受けてしまうというような施設もあると。だから、そういったところに、どうやって更新プラスアルファというものを認識してもらって、少しずつやってもらおうかという工夫が必要なのかなという気がします。それは、先ほど僕が言ったデジタルイゼーションや脱炭素につながるものであってほしいし、何か地域の人たちと一緒に提案していただきたいと思いますし、そういったところかなという気がします。

委員の皆さんが言っていた意見以外ということで、少し目新しさも含めながらご意見を言わせていただきました。各業界は、今、脱炭素に向けて、それから、ICTの話、Society 5.0など、いろいろなキーワードが毎日のように待っては変わって、待っては変わって大変だと思います。でも、多分、この波に少し乗ったほうが得すると思いますので、そういった観点でもこの税を使えるような形になればいいかなと私は思っています。

三津橋委員、うなずいていますけれども、どうぞご意見を下さい。

○三津橋委員 今の石井座長のICTの話だったのですけれども、先日、某道内大手の廃棄物処理業者と懇談会を持つ機会があって、工業試験場に来られていろいろ見て回られたのです。そのICTを使ってというキーワードがやはりその中でも出ていて、工業試験場にご相談に行きたいというようなお話もあったのです。

例えば、ドローンを飛ばして測量して画像解析してどこに何があるかなど分布を探るとか、回収してきたものを洗浄してまた使っているのですけれども、何回まで使えるか。今、標識はつけていないらしくて、それに標識をつけたいと。3回使ったからもう捨てようというようなことをやっていきたいのだというようなことでご相談に来られた、こういうような開発ができないでしょうかということもあって、産廃業者もICTをかなり意識されております。

水処理業者も、ICTを使って管理したいというようなお話はよく伺います。

○石井座長 ですから、ICTなどが新たないろいろなアイデアを誘発する起爆剤になると思うのです。そういった例をどういうふうにコミットしていくかということも含めて、うまく使っていければなというふうに思います。

だんだん時間が参ってきましたので、進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石井座長 次に進めさせていただきまして、議題の（3）番目ということで、その他になります。

事務局からご説明ありましたら、よろしく願いいたします。

○事務局（岡田気候変動対策課主幹） 本日、その他としては特にご用意しておりません。

○石井座長 皆様、全体を通していかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石井座長 皆様、ありがとうございました。

本日の議題につきましては、全て終了いたしましたので、進行を事務局に戻します。

3. 閉 会

○事務局（石動民間連携担当課長） 皆様、長い時間のご検討いただきまして、どうもありがとうございました。

それぞれのお立場があると思いますけれども、先ほど石井座長から次回に向けての視点などもお示しいただきましたので、そういうところから関係の会員の皆様と意見交換していただくなど、次回に向けてご協力いただければと思います。

1回目が今終わったところで恐縮ですが、2回目の予定ということで、事務局の都合だけで言わせていただきますと、申し訳ありませんが、2月15日の午後に開催できると大変うれしいなというふうに思っております。

皆様、それぞれのご予定があると思いますので、恐らく今週中に事務局から次回の開催日程について、改めてご案内させていただきますので、そこら辺は空けておいていただければというふうに思います。

ご出席がかなわない場合もございましょうし、調整はもちろんさせていただきますけれども、今の第1希望としましては、2月15日月曜日の午後、もしくは2月17日水曜日の3時以降のどちらかで開催できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は、誠にありがとうございました。

また、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、終了いたします。

以 上